

「社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等に係る 法人県民税の課税・非課税判定票」記載の手引

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用します。

社会福祉法人等が行う本来の事業（非収益事業）に、当該法人の収益事業の所得の金額の100分の90以上の金額を充てている場合、法人県民税（均等割・法人税割）は非課税となります。

- 1 「1」欄の金額が0以下となる場合は、「2」から「16」までの欄の記載は不要です。この判定表の「課非の判定」欄の「非課税」を○で囲んでください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額（「法人税明細書別表14(2)」の26欄（同上以外のみなし寄附金額））を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（「法人税明細書別表4」の14欄（受取配当等の益金不算入額）の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（「法人税明細書別表4」の18欄（法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額）及び19欄（所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等）の金額）を記載してください。
- 5 「5」から「7」までの欄には、「3、4」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください（「法人税明細書別表4」で減算した金額）。
なお、「法人税明細書別表4」で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含めません。
- 6 「9」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（「法人税明細書別表4」の27欄（寄附金の損金不算入額）の金額）を記載してください。
- 7 「10」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください（「法人税明細書別表4」の2欄（損金の額に算入した法人税及び地方法人税）及び4欄（損金経理した納税充当金）のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額）。
- 8 「11」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（「法人税明細書別表4」の5欄（損金経理した附帯税、加算金、延滞金及び過怠税）の金額）を記載してください。
- 9 「12」から「14」までの欄には、「9、10、11」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください（「法人税明細書別表4」で加算した金額）。
ただし、次のアからウの金額は含めません。
 - ア 「法人税明細書別表4」の4欄（損金経理した納税充当金）のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
 - イ 減価償却費の償却超過額（「法人税明細書別表4」の6欄）
 - ウ その他各種引当金、準備金等なお、「法人税明細書別表4」で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 11 「17」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- 12 「18」欄には、「2」欄の金額を記載してください。